七条の十六第一項第二十一号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十二号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十八中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十一の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十六中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（審理予定に従つた公判の審理の進行）

第二百十七条の三十一　［略］

［２　略］

（公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第三百十六条の三十一）

第二百十七条の三十二　公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書の内容を朗読し、又はその要旨を告げなければならない。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

［２　略］

３　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の内容の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

４　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の内容の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面又は電磁的記録についても、同様とする。

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十三　［略］

（やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十四　［略］

（被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第三百十六条の三十三）

第二百十七条の三十五　［略］

（委託の届出等・法第三百十六条の三十四等）

第二百十七条の三十六　［略］

２　第六十五条の二第一項の方法により前項の規定による届出をするときは、同項に規定する当該弁護士と連署した書面の画像情報若しくは当該弁護士との連署に代わる措置をとつた電磁的記録をファイルに記録する方法又は当該画像情報若しくは当該電磁的記録を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によるものとする。

の十五第一項第十九号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（審理予定に従つた公判の審理の進行）

第二百十七条の三十　［同上］

［２　同上］

（公判前整理手続等の結果を明らかにする手続・法第三百十六条の三十一）

第二百十七条の三十一　公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件について、当該公判前整理手続又は期日間整理手続の結果を明らかにするには、公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げなければならない。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

［２　同上］

３　法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

４　法第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による公判前整理手続調書又は期日間整理手続調書の朗読又は要旨の告知は、証人等特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。法第三百十六条の二第三項（法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面についても、同様とする。

（やむを得ない事由の疎明・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十二　［同上］

（やむを得ない事由により請求することができなかつた証拠の取調べの請求・法第三百十六条の三十二）

第二百十七条の三十三　［同上］

（被害者参加の申出がされた旨の通知の方式・法第三百十六条の三十三）

第二百十七条の三十四　［同上］

（委託の届出等・法第三百十六条の三十四等）

第二百十七条の三十五　［同上］

［新設］